金沢国税局からの財産評価基本通達6項に基づく上申予定事案の処理について

1 財産評価基本通達6項に基づく上申の概要

金沢国税局課税部資料調査課で調査中の事案(相続税)において、相続財産である株式の価額について、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)に定める評価方法で評価することは著しく不適当であるため、評価通達6項《この通達の定めにより難い場合の評価》により国税庁長官の指示を受けて評価することとしたい旨の上申が予定されている。

2 事案の概要

3 評価通達6項の適用に係る判断枠組み

評価通達6項に係る令和4年4月19日の最高裁判決(別添3)を受け、評価通達6項の「評価通達の定めによって評価することが著しく不適当」であるかどうかは、次のイからハを総合的に勘案して判断することとする旨、令和4年7月1日に事務運営指針の改正を行ったところである。

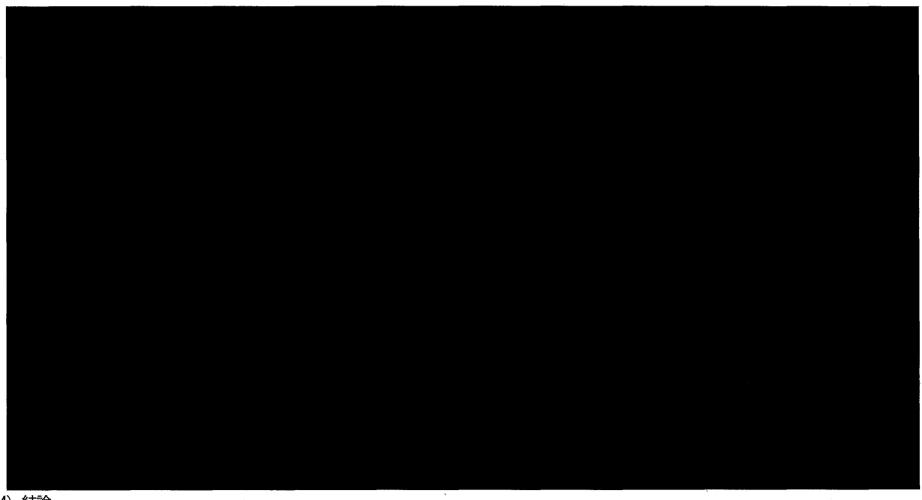
- イ 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか。
- ロ 評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか。
- ハ 課税価格に算入される財産の価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか(この場合において、評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租

税負担の公平に反するというべき事情があるときには、当該合理的な理由があると認められる。)。

4	桧討
-	「大大口」

(1) 評価通達の定める評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか

- (2) 評価通達の定める評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在すること
- (3) 本件株式の評価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか



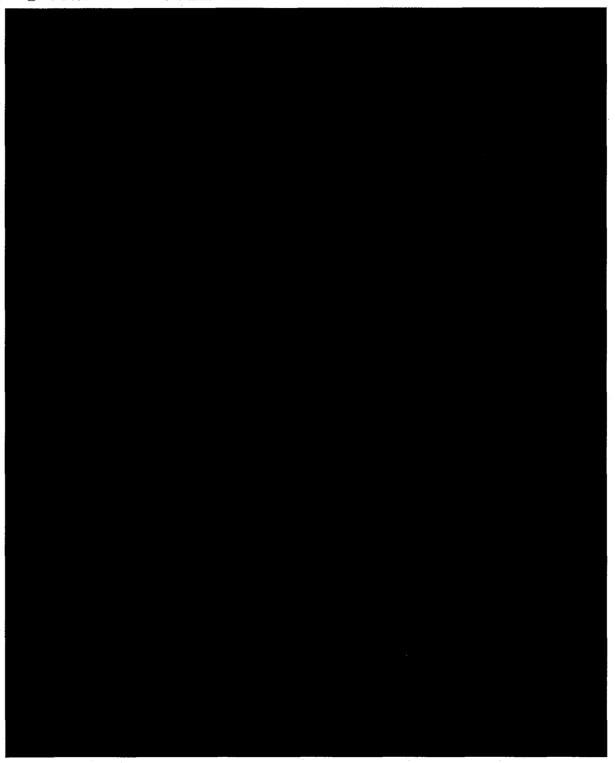
(4) 結論

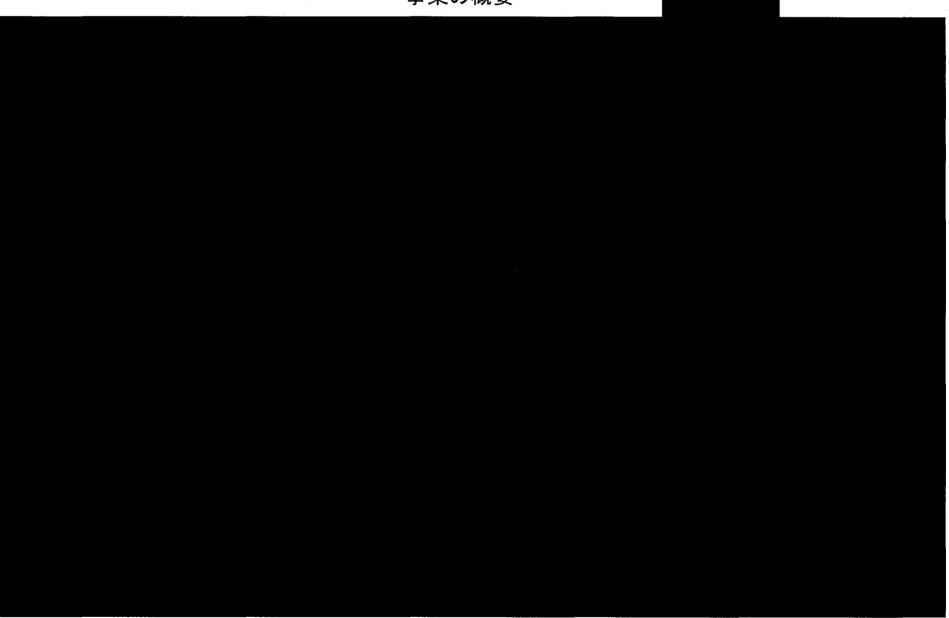
以上のとおり、本件株式の価額については、総合的に勘案して<u>評価通達の定めによって評価することが著しく不適当である</u>と認められることから、評価通達6項を適用し、本件株式について 円(1株当たり 円(1株当たり 円)と評価するよう、金沢国税局に対して指示することとしたい。

- 1 取引相場のない株式の評価方法
 - ① 大会社••••類似業種比準方式
 - ②中会社・・・・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用

※規模に応じて類似業種比準価額の割合を設定(0.90・0.75・0.6)

③ 小会社 * * * * 純資産価額方式





令和4年4月19日付最高裁判決要旨

- 課税庁が評価通達に従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額について のみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時 価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するものとして違法である。
- 相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが<u>実質的な租税負担の公平に反するというべき事情</u>がある場合には、当該財産の価額を上記通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。
- 相続税の課税価格に算入される不動産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとする ことは、次の(1)、(2)など判示の事情の下においては、租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。
- (1) 当該不動産は、<u>被相続人が購入資金を借り入れた上で購入したものであるところ</u>、上記の購入及び借入れが行われなければ被相続人の相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、<u>これが行われたことにより</u>、当該不動産の価額を上記通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2,826万1,000円にとどまり、基礎控除の結果、<u>相続税の総額が0円</u>になる。
- (2) 被相続人及び共同相続人であるXらは、上記(1)の購入及び借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続においてXらの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて当該購入及び借入れを企画して実行した。

金沢国税局からの財産評価基本通達6項に基づく上申予定事案の処理について

1 財産評価基本通達6項に基づく上申の概要

金沢国税局課税部資料調査課で調査中の事案(相続税)において、相続財産である株式の価額について、財産評価基本通達(以下「評価通達」という。)に定める評価方法で評価することは著しく不適当であるため、評価通達6項《この通達の定めにより難い場合の評価》により国税庁長官の指示を受けて評価することとしたい旨の上申が予定されている。

2 事案の概要

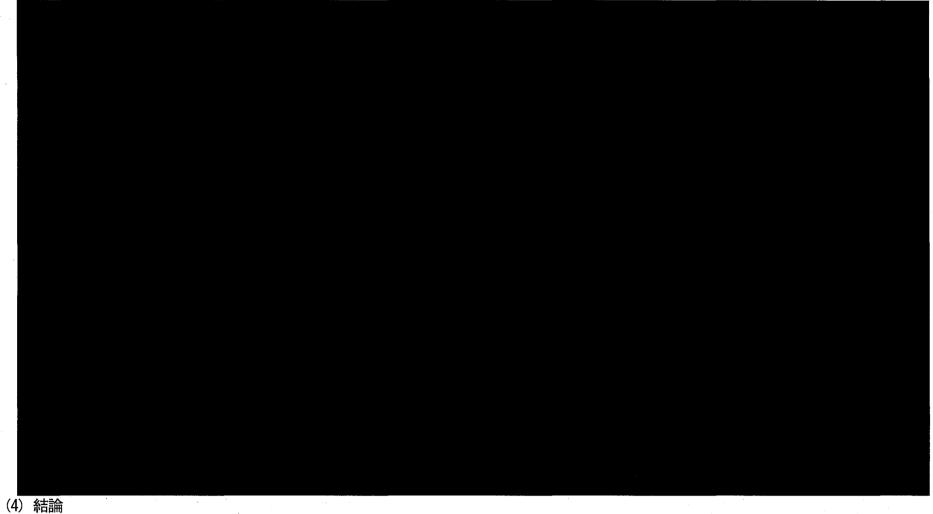
3 評価通達6項の適用に係る判断枠組み

評価通達6項に係る令和4年4月19日の最高裁判決(別添3)を受け、評価通達6項の「評価通達の定めによって評価することが著しく不適当」であるかどうかは、次のイからハを総合的に勘案して判断することとする旨、令和4年7月1日に事務運営指針の改正を行ったところである。

- イ 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか。
- ロ 評価通達に定められた評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在するか。
- ハ 課税価格に算入される財産の価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と異なる価額とすることについて合理的な理由があるか(この場合において、評価通達の定めによって画一的な評価を行うことが実質的な租

税負担の公平に反するというべき事情があるときには、当該合理的な理由があると認められる。)。

	が、	
Ļ	·····································	
. (1 <u>)評価通達の定める評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか</u>	
-(2) 評価通達の定める評価方法による評価額と他の合理的な評価方法による評価額との間に著しい乖離が存在すること	
(3) 本件株式の評価額が、客観的交換価値としての時価を上回らないとしても、評価通達の定めによって評価した価額と	- 男たる価額レオ
(37 本件株式の計画額が、各観的文英画値としての時間を工画らないとしても、計画通達の定めによって計画した画額で ることについて合理的な理由があるか	- 共みの脳段にソ

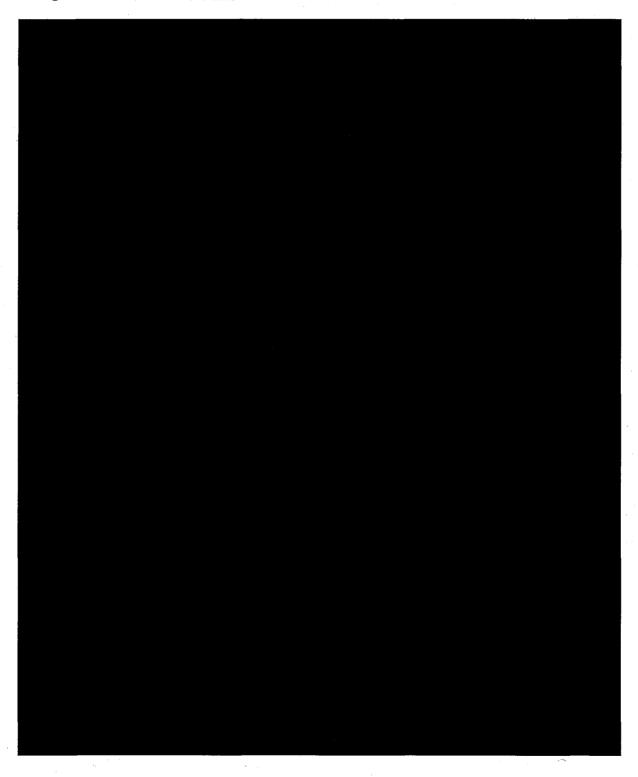


以上のとおり、本件株式の価額については、総合的に勘案して評価通達の定めによって評価することが著しく不適当であると認められ ることから、評価通達6項を適用し、本件株式について 円(1株当たり るよう、金沢国税局に対して指示することとしたい。

- 1 取引相場のない株式の評価方法
 - ① 大会社••••類似業種比準方式
 - ② 中会社・・・・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用

※規模に応じて類似業種比準価額の割合を設定(0.90・0.75・0.6)

③ 小会社・・・・純資産価額方式



事案の概要



令和4年4月19日付最高裁判決要旨

- 課税庁が評価通達に従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額について のみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時 価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、租税法上の一般原則としての平等原則に違反するものとして違法である。
- 相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが<u>実質的な租税負担の公平に反するというべき事情</u>がある場合には、当該財産の価額を上記通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。
- 相続税の課税価格に算入される不動産の価額を財産評価基本通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとする ことは、次の(1)、(2)など判示の事情の下においては、租税法上の一般原則としての平等原則に違反しない。
- (1) 当該不動産は、<u>被相続人が購入資金を借り入れた上で購入したものであるところ</u>、上記の購入及び借入れが行われなければ被相続人の相続に係る課税価格の合計額は6億円を超えるものであったにもかかわらず、<u>これが行われたことにより</u>、当該不動産の価額を上記通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は2,826万1,000円にとどまり、基礎控除の結果、<u>相続税の総額が0円</u>になる。
- (2) 被相続人及び共同相続人であるXらは、上記(1)の購入及び借入れが近い将来発生することが予想される被相続人からの相続においてXらの相続税の負担を減じ又は免れさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて当該購入及び借入れを企画して実行した。